

ぎょうせい

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

五所川原地区(行政相談)

▷7月13日(休) 10:00~12:00

▷7月27日(休) 10:00~12:00

市役所1階相談室1A

問い合わせ先…市民課 内線2320

金木地区(行政・人権合同相談)

▷7月12日(休) 10:00~12:00

金木総合支所相談室

問い合わせ先

金木総合支所 内線3130

市浦地区(行政・人権合同相談)

▷7月4日(火) 10:00~12:00

青森あすなろホール市浦

問い合わせ先

市浦総合支所 内線4011

法務局人権相談

▷月曜日~金曜日(祝日を除く)

8:30~17:15

五所川原支局1階人権相談室

問い合わせ先

青森地方法務局五所川原支局

Tel34-2330

人権擁護啓発メッセージ

(令和4年度人権教室より/金木小4年生)

『**「思う心」を行動に変えて「思いやり」をたくさんしていこうと思った**』

日曜開庁・延長窓口を実施しています

市民課では、マイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新、マイナポイントの申込みができる日曜開庁・延長窓口を実施しています。

平日開庁時間内の来庁が難しい方は、ぜひご活用ください。

- *マイナポイント申込期限の9月末には窓口が大変混雑します。マイナンバーカードの受け取り・マイナポイントの申込みはお早めに!
- *金木・市浦総合支所では実施していません。

日曜開庁実施日・時間

7月9日、8月13日、9月10日、10月8日、11月12日、12月10日、令和6年1月14日、2月11日、3月10日

8:30~12:00

*混雑により待ち時間が発生することがあります。

延長窓口実施日・時間

毎週月曜日 17:15~19:15

*月曜日が休日の場合は翌開庁日(年末年始は除く)。

*各種証明書の発行もできます。

問い合わせ先…市民課 内線2324

給与所得者の個人住民税はすべて「特別徴収」となります

給与所得者(従業員)の個人住民税については、地方税法の規定により、給与支払者(事業主)が給与から特別徴収(天引き)により納入することとされています。

このため、西北地域2市5町と西北地域県民局県税部では、原則としてすべての事業主の方に特別徴収を行っていただいていますので、ご理解とご協力をお願いします。

個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。

ただし、個人住民税の特別徴収は、市が従業員ごとの税額をお知らせしますので、所得税の源泉徴収のような税額計算や年末調整の手間がかかりません。

また、従業員の方には、納め忘れがなく、納期が年12回のため普通徴収の年4回に比べて1回当たりの納付額が少なくなるといった納税の便宜を図る目的があります。

問い合わせ先…税務課 内線2252

植えてはいけない「けし」に注意!

違法薬物となるあへんが含まれる「不正けし」の栽培は法律で禁止されています。

しかし、昨年五所川原管内では、765本もの不正けしの栽培が発見されました。

大半は知らずに栽培していたものですが、不正けしは鑑賞目的でも栽培が禁止されており、過去には検挙

事例もあります。

次のような疑わしいけしを発見したら、五所川原保健所指導予防課まで通報をお願いします。

不正けし(ソムニフェルム種)の特徴

葉・茎・つぼみは、キャベツのような白っぽい緑色をしていて、茎を巻き込むような葉の形をしています。

花の色は赤・ピンクなど、さまざまです。



問い合わせ先

五所川原保健所 Tel34-2108

海の事故をゼロに

7月16日~31日は海の事故ゼロキャンペーン期間です。海の事故をゼロにするため、次のことに気を付けましょう。

▷小型船舶の事故防止(発航前点検・見張りの徹底)

▷大型船舶の事故防止(見張りの徹底・船舶間コミュニケーションの促進)

▷ライフジャケットの常時着用・自己救命策の確保

離岸流にご注意ください!

海水浴シーズンは海の事故が増加する傾向にあります。海水浴をするときは、監視員のいる決められた海水浴場や遊泳期間を守りましょう。

また、遊泳場所によっては沖合に流される離岸流があるので、十分に注意しましょう。

海上保安庁への緊急通報は118番へ

*詳しくは、海上保安庁ウォーターセーフティガイドホームページ(右QR)をご覧ください。



問い合わせ先…青森海上保安部 交通課 Tel017-734-2422